平成十九年三月

止に関する条約の千九百九十六年の議定書の説明書 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防

外

務

省

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		4	3	2	1		
													議定書の					概 説:	
Z	紛 争	地 域	遵 守	適用及び執行	許可	適	内	廃棄物その	海洋	廃棄物	<u> </u>	目 的	定	早期国会承認が求められる理由…	議定書	議定書締結	議定書	説	
の	争	域	守	用	可	用	水	棄	洋	棄	般	的	書	期	定	定	定	÷	
議	の	的	Ó	及	$\mathcal{O}$	除		物	K	物	的	:	Ø	玉	書	書	書	÷	
定	解	協	のため	7 K	の付与及び報告	用除外	水	7	における焼却…	7	般的義務	•	贞	至	л С	締	б П	÷	
走	決	力	え	劫	旨	:	÷	Ď	17	その	孜	÷	内容	玉玉	經	公士	ц Ц	÷	
盲し			の	扒	ゴ	;	:	14	z	14	175		1 C	⇒刃	小口 父士	加め	뜻	:	
C Az	÷	÷	のエ	1 <b>.</b> ]	及び	÷	÷	他	る症	他	÷	÷	÷	記込	石ノマ	V) - 本	$\frac{1}{\sqrt{2}}$	÷	
采	÷	÷	手続	÷	U tu	÷	÷	Л	况	С) Нат	÷	÷	÷	10 	1	息	旕	÷	
利	÷	÷	秔	÷	報	÷	÷	物	쾨	物	÷	÷	÷	氺	4	の意義…	の成立経緯…	÷	
の議定書と条約との関係	:	÷	:	:	告	:	:	$\mathcal{O}$	÷	Ø	:	:	÷	Ø	0	÷	:	÷	
0)	:	:	:	:	:	:	:	輸	;	投	:	:	;	5	找	;	:	;	
関	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	出	÷	投棄	÷	÷	:	れ	が	÷	÷	:	
係	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	る	玉	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	理	が	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	由	負	÷	÷	÷	
:			:		:			:	:	:	:		:		5	÷	:	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	:	÷	ź	:	÷	:	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	Ŀ	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	Ŀ	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	tr	÷	÷	÷	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	2	:	:	:	
•										•					る主				
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	の締結により我が国が負うこととなる義務	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	伤	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
:	÷	:	÷	÷	:	÷	÷	:	:	:	:	÷	:	:	÷	÷	:	÷	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	:	:	:	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	:	:	÷	÷	÷	
•										•								:	
÷	÷	:	:	:	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	:	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
										:									
	:	:	÷	:	:	:	:				:	:	:	:	÷	:	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	
÷	:	:		:	:	:	;	:	:	÷	:	:	:	:	:	:	:	:	
	:		÷		:						:		:			:			
÷	:	:	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	÷	÷	:	÷	÷	÷	÷	
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	$\sim$
÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	÷	ì
四	匹	匹	: 匹	÷	÷	÷	÷	$\doteq$	$\doteq$	÷	÷	÷	÷	÷	·	·	÷	<u>.</u>	ージ
FI	FI		r—I		<u> </u>	<b>•</b>	<b>•</b>	<u> </u>	<u> </u>			<b></b>	<u> </u>						~

目

次

( 参	Ξ.	16	15	14
考)	議定書の実施のための国内措置	仲裁手続	投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価	投棄を検討することができる廃棄物その他の物

概説

1 議定書の成立経緯

この議定書が採択された。 するための議論が行われた結果、 るためのいくつかの改正が行われてきたが、 う。)は、 昭 和四十七年(千九百七十二年)に採択された廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 船舶等からの投棄による海洋汚染を防止することについて定めている。条約の採択後も、条約の定める防止措置を強化す 平成八年(千九百九十六年)十一月七日にロンドンで開催された条約の締約国特別会議において、 海洋環境の保全に対する国際社会の関心の高まりを背景に、新たな防止の仕組みを構築 (以下「条約」とい

2 議定書締結の意義

る が国周辺海域の海洋汚染を防止し、及び世界の海洋環境を保全するための国際協力を増進するとの見地から有意義であると認められ 認められる場合においても厳格な条件の下で許可すること等について定めるものである。 この議定書は、 条約による海洋汚染の防止措置を一層強化するため、 船舶等からの投棄を原則として禁止し、 我が国がこの議定書を締結することは、 及び例外的に投棄が 我

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により、 我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、 次のとおりである。

(1) 廃棄物その他の物の投棄を原則として禁止すること。

(2)ことを確保すること。 しゅんせつ物、 下水汚泥等の例外について投棄の許可を与える場合には、 許可の条件がこの議定書に定める内容に適合している

(3) 廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止すること。

(4)投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可しないこと。

(5)轄権を行使できる区域内において投棄又は焼却を行っていると認められる船舶等を対象として、この議定書を実施するために必要 (1)我が国を登録国又は旗国とする船舶等、 ①廃棄物等を我が国の領域において積み込む船舶等及び())我が国が国際法に基づき管

\_

4 海洋における焼却(第五条)

締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止する。

5 廃棄物その他の物の輸出(第六条)

締約国は、 投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない。

6 内水(第七条)

か、 締約国は、 又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。 内水である海域における廃棄物その他の物の処分を管理するため、 自国の裁量により、この議定書の規定を適用する

7 適用除外(第八条)

とが必要である場合は、 投棄の禁止及び許可の規定 適用しない。 (第四条1) 並びに海洋における焼却の禁止の規定 (第五条) は、 人命又は船舶等の安全を確保するこ

許可の付与及び報告(第九条)

8

を報告する。 締約国は、 許可の付与等を行う適当な当局を指定し、 及び国際海事機関等に対してこの議定書の規定を実施するためにとる措置等

- 9 適用及び執行(第十条)
- (1)締約国は、 次のすべてを対象として、この議定書を実施するために必要な措置をとる。
- (1) 当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機
- (□) 投棄又は海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機
- (ハ) れる船舶 当該締約国が国際法に基づき管轄権を行使することができる区域内において投棄又は海洋における焼却を行っていると認めら 航空機及びプラットフォームその他の人工海洋構築物
- (2)(3)この議定書は、 締約国は、 この議定書の規定に違反する行為を防止し、及び必要な場合には処罰するため、国際法に従って適切な措置をとる。 国際法に基づき主権免除が認められている船舶及び航空機については、 適用しない。

三

2 この義定書の実施のためこよ、新たな予算措置を必要としない。
なっている。
1 この議定書の実施のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることと
三 議定書の実施のための国内措置
仲裁手続について規定している。
16 仲裁手続(附属書三)
附属書一に規定する廃棄物その他の物の投棄を検討するに当たって行うべき評価の方法について規定している。
15 投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価(附属書二)
しゅんせつ物、下水汚泥等、投棄を検討することができる廃棄物その他の物について規定している。
14 投棄を検討することができる廃棄物その他の物(附属書一)
この議定書は、その締約国であって条約の締約国でもあるものの間において、条約に優先する。
13 この議定書と条約との関係(第二十三条)
場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、附属書三に規定する仲裁手続によって解決する。
一の締約国が他の締約国に対してこれらの締約国の間に紛争が存在することを通告した後十二箇月以内に当該紛争を解決できない
12 紛争の解決(第十六条)
特性を考慮した上で、地域的協力を強化するよう努める。
この議定書の目的を推進するため、特定の地理的区域における海洋環境について擁護すべき共通の利益を有する締約国は、地域的
11 地域的協力(第十二条)
締約国会議は、この議定書の効力発生の後二年以内に、この議定書の遵守を奨励するために必要な手続及び仕組みを定める。
10 遵守のための手続(第十一条)
P

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない

四

(参考)

- 1 採択 平成八年十一月七日 ロンドンにおいて採択
- 2 劾力発生 平成十八年三月二十四日
- 3 署名国 十八箇国

ロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイスランド、モ

4 締約国 平成十九年二月一日現在 三十箇国

ダード・トバゴ、英国、バヌアツ リストファー・ネーヴィス、サウジアラビア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トンガ、トリニ ルジア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、セントク アンゴラ、オーストラリア、バルバドス、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中華人民共和国、デンマーク、エジプト、フランス、グ